

●医療 DX 推進体制整備加算

当薬局では次のような取り組みを行い、医療 DX 推進体制整備加算を算定しております。

- ・オンライン資格確認システムを通じて患者様の診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤・服薬指導等を行う際に同意いただいた情報を閲覧し活用をしています。
- ・マイナンバーカードを健康保険証（マイナ保険証）として利用することを促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用する等、医療 DX に係る取組を実施しています。

●医療情報取得加算

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており医療情報取得加算を算定しています。

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

●保険外負担に関する事項

当薬局では、以下の保険外負担（自費）の費用が発生する場合があります。

（記載例）

水剤容器 200ml: 70 円

点鼻容器(1 個): 50 円

軟膏容器(1 個) 100g: 70 円

●保険外併用療養費に関する事項

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

・後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。

・先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。

・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

●保険薬局に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

- ・調剤管理料および服薬管理指導料について
- ・調剤報酬点数表に基づく厚生局への届出事項
- ・明細書の発行状況に関する掲示
- ・オンライン資格確認体制に関する掲示